

県立高等学校における「いじめの重大事態」調査結果の概要について

1 事案の概要

- 令和6年9月、当時、県立高等学校1年生の女子生徒（以下「A」という。）が、吹奏楽部内でのいじめにより、不登校となった疑いが生じた。
- いじめ防止対策推進法（以下「推進法」という。）第28条第1項に規定された重大事態に該当するものとして対応することとなった。
- 県教育委員会（以下「県教委」という。）は、推進法第30条第1項の規定に基づき、令和6年11月1日、知事に重大事態が発生した旨を報告し、令和6年11月26日、神奈川県いじめ防止対策調査会（以下「調査会」という）に対して調査を諮問した。
- 令和8年1月8日、調査会から調査報告書が答申された。

2 調査報告書の内容について

(1) 調査の目的

諮問事項の十分な事実調査を前提に、不登校に至る要因や背景を検証し、同種の事態の発生を防止するべく再発防止策を検討した。

(2) いじめと認定した事実について

① 市大会まで（下線の部分をいじめと認定）

- ア) 体育祭の練習時に「音が大きい」、「みんなと合わせる音にしてほしい」と注意を受けた。
- イ) パートの写真を、Aを外した状態で撮影する。
- ウ) 部活動中に他の人がスマホを使っているにもかかわらず、Aがスマホを見た場合には注意をしてくる。
- エ) Aへの個人宛LINEで「そういえばなんで腱鞘炎なったの?」、(Aの「手首の使い過ぎ」との回答に対して)「何をやって?」とメッセージを送信した。
- オ) コンクール当日、関係生徒らはお互いの楽譜に応援メッセージを書き合っていたが、その場にいたAには声がけはなかった。

②関係生徒らによる副顧問らへの働きかけ

7月30日パートメンバーらは副顧問らに対し「どうしたらいいのかわからない」「このまま本番は出られない。欠席続いてて私たちも頑張っただけで合わせはしているんだけど、コンクールの地区大会も出られなかったところに、申し訳なさというか『これから頑張っただけでいきます』みたいな感じもなく、当たり前『私出ます。よろしくお願ひします』って言ってきた」などと訴えたことについても、顧問を介した間接的な行為ではあるが、本調査では「いじめ」として扱うこととする。

③8月19日の話し合いにおける関係生徒発言

8月19日発言は、同日の話し合いでなされた関係生徒らの発言中、Aが提出資料にて苦痛を感じたとするものを摘示したものであり、「いじめ」と認定する。

なお、「相談してくれればよかった」との趣旨の関係生徒らの発言（波線部）

については、Aは既に関係生徒らによる継続的な「いじめ」と理解していたのだから、できもしないことを言われたものとして上記発言に苦痛を感じたものと認めることができる。

- ア) 練習に来ない人より、先輩たちや2年生と同じ気持ちで頑張ってくれているその子たちとコンクールに出たかったと思った。
- イ) 落ちた子がいるのに来ないのはコンクールメンバーとしての責任が足りない。
- ウ) 部活を休んでなぜ教室にいたのかは説明してほしかった。
- エ) 腱鞘炎になってしまったのは仕方ないし、私はなっただけがないからどれくらい痛いとか辛いとかわからないけど、私は口が痛くて楽器が吹けないときも練習には参加して、できることを探していた。合奏にも参加して、吹けなくてもメモをとったりしていた。今後は「吹けないから休む」の前に相談したり、できることを探したりするようにしてほしい。
- オ) 腱鞘炎のときも母校で楽器を吹いていたというのは本当?
- カ) 部活は「吹けないから休む」としていたのに他で吹いていたのは、そっか…。
- キ) コンクール前に休んだことは理由も理由だし仕方がないと思う。ただ、復帰した時の言動や行動が気になった。「すいませーん」っていう軽いノリで帰ってきたから、ちょっとびっくりした。「県大会に出られて当たり前」と思っている印象を受けてしまった。
- ク) 復帰してからの頑張りが見られなかったことに怒っている。
- ケ) 改善したいという気持ちがあるなら行動面に出してほしい。
- コ) 県大会に出る出ないってなる前に、復帰した時に、「県大会に出られて当たり前」っていう態度だったことが気になっている。7月30日の話し合いが終わるときに納得していない表情をしたのは、Aが「出れる」と思っているように見えたから。
- サ) 周りが言ってくれたら「仕方ない」だけど、自分で言っちゃうのは違うよね。
- シ) 「一週間で取り戻す」、「がんばります」って言っていたけど、そのあとの個人練習、パート教室で楽器を吹かないでスマホをいじっている時間が長かったり、「疲れて休憩しているにしては吹いていない時間が長いんじゃないかな?」って思ってしまった。「がんばります!」に見合った行動が、正直見られなかった。行動に出してほしい。行動を見て信用できなかった。
- ス) あと、手首が痛いのに野球応援に来ていたよね?
- セ) 手が痛い、楽器が吹けないということをまずは相談してほしい。
- ソ) あと、合奏中にスマホでマンガを読んでいるのとかも、見えているからやめてほしい。
- タ) (8月3日にLINEでメッセージを送信した件) 先生は「連絡するな」とは言わなかった。パートメンバーで話し合った結果LINEを送ったので、私だけの意思ではないということをわかってほしい。
- チ) 県大会には「当然乗れる」と思っていたの?
- ツ) (乗れなくて悔しいという)強い意志みたいなものを、市大会前に感じなかった。合唱コンの方が大事そうだったし、参加できた練習少ないと思うけど、1回1回を大事にしている感じじゃなかった。一生懸命やっているなって思えなかった。連絡も「これからはきちんと連絡します」って言ってくれた時あったけど(30日?)結局してくれなかった。
- テ) 欠席中に中学校に吹きに行ったのはどういう経緯?

- ト) まだ不信感はあるって、やっぱりあなたは信頼を取り戻していかなくちゃいけないって言うのはわかってほしい。
- ナ) 合唱コンの時にいくつか嘘をついて休んだよね。そこからあなたの言うことが信じられなくなった。「体調不良で部活休みます」って言ったけど、部活の時間教室で過ごしていたこともあったよね。欠席理由は今までのことがあったから、全部嘘に見えた。
- ニ) 合奏中や個人練の時にスマホを見ていたのはなんで？
- ヌ) 練習中のそういう様子で、「やる気ないんだな、部活やりたくないんだな」って思って、「部活やりたくないのかな、やめないのかな」って感じていた。「もうやめるんだろうな」って思っていたけど、部活はやめたくないんだよね？一緒にやっつけてくれるの？
- ネ) 市大会の日「私出られませんよね？」って軽い感じで聞いてきたよね？あれは「出られる」と思って聞いたの？そういう態度が「あつかましいな」って思った。
- ノ) 20日、早退した日に無断で帰ったのはどうして？
- ハ) 体調不良って言って部活を休んで合唱コンの練習をしていたことはあった？
- ヒ) 合唱部の仮入にいたのは何？
- ※二重下線部は発言者自身の見聞きしたものばかりではない、Aについての否定的な情報が共有されているもの。

④その他

以下の行為に記載する下線部分は、当該校作成資料、A提出資料から事実の存在とこれについてAが苦痛を感じていることを認めることができるから、「いじめ」と認定する。

- ア) 7月30日の練習中、Aはパートメンバーらに呼び出され、パートメンバーと主顧問、Aで話し合った。主顧問はAの県大会参加意思を確認した。Aは「県大会に出たいです。頑張ります。」と意思表示した。パートメンバーらは話し合いの際、Aの欠席やAの練習態度を問題とし、Aに対し「20日早退したのは何故？」と質問した。主顧問は「Aの意思を尊重する。」と回答し、この日の話し合いは終了した。主顧問は、「いろいろな不満はあるかもしれないけれども何も決まりがない以上は出場させないわけにはいかない」という考えだった。
- イ) 8月3日、パートのグループLINEにて「Aちゃんへ お盆明けまで休むならしっかり伝えて欲しいです。」と送信した。
- ウ) 9月20日、Aに対し個人宛LINEで「生きてるー？」とメッセージを送信した。

(3) うつ病の診断・不登校の長期化との関係について

部活内の継続的な対人関係ストレス、顧問らからの不適切な対応により誰からも支援を得られないという孤立感、話し合い当日の心理的攻撃による被害、「いじめ」被害の否認による二次的被害が複合的に作用し、心理的回復が妨げられたことで、うつ病の診断を受けるに至り、不登校は長期化した可能性がある。

(4) 提言

① 本件への今後の対処

ア) 関係生徒らの現状

関係生徒らは、Aの欠席やその理由、欠席後の対応に問題があると考え、そのことについて問題とした自分たちの言動を正義と考えている。また、Aの県大会出場に関する働きかけも正義の言動と認識している。さらに、8月19日の発言についても正当性を主張しており、顧問らの対応に問題があったと考えている。9月以降の指導では納得できないまま謝罪を求められたと理解しており、関係生徒らの保護者も学校の対応や調査に不満を抱いている。

イ) 想定される指導

Aの主張を裏付ける具体的事実が存在するため、関係生徒らの「正義」は正義とは言えず、その理解を促す必要がある。また、仮に正義であったとしても行動に限度があることを理解させる必要がある。これらの理解がないままA側への謝罪の場を設けると、事実や態度を巡る紛糾や不満が生じ、潜在的ないじめが発生する危険性や8月19日の話し合いの再現につながる恐れがある。

ウ) 信頼の棄損

関係生徒らの指導は、関係生徒らと人格的な接触を有してきた顧問らを中心とした当該校教員らによる信頼関係の積み重ねによって初めて効果を発揮する。換言すれば、教育委員会職員や調査委員など信頼関係のない者が指導を行っても、単なる通知に留まり、浸透は困難である。当該校教員の役割は代替困難だが、学校側の対応に問題があったことで、A側だけでなく関係生徒ら側からの信頼も失っており、教員による指導の効果も難しい状況に陥っている。

エ) 信頼関係を回復する努力

当該校教員らは、信頼関係を回復するために、報告書の指摘を踏まえて反省・謝罪・改善を行い、いじめ対策等検討会議で十分に協議した上で、A側と関係生徒側に解決策を真摯に示し話し合うことが重要である。過ちは避けられないが、その後の対応こそが教育の一部であるといえる。

② 「いじめ」の正当化に留意すること

「いじめ」を是とする者はほとんど存在しないものの、現実には「いじめ」が正当化されるケースが多く見られる。主な弁解として、「お互いやり合っている」

「やり返しただけ」「対象児童生徒や保護者にも悪いところがある」「対象児童生徒が気にしすぎている」「悪気はなく遊んでいるだけ」「対象児童生徒が許可している」「ただの仲違い」などが挙げられる。しかし、これらの弁解は多くの場合正当化にはならず、苦痛を与える行為は許容されるべきではない。

特に、苦痛の有無については対象児童生徒の主観を出発点とすべきであり、他人が判断してはならない。また、被害申告が困難な場合や、対象児童生徒の「許可」が真意でない場合には、他者が介入する必要がある。さらに、仲違いと集団からの排除は区別されるべきである。

教員は「いじめ」の正当化を許容しないよう注意し、対象児童生徒側に課題があったとしても、それを理由に苦痛を与える行為を認めてはならない。

③多対一の関係がある場合

多対一の関係がある場合、「いじめ」の存在を想定すべきである。「多」の側の言い分が正義に見えても、それが正義の暴走で集団からの排除につながっている可能性や、そもそも正義かどうかを十分に検討する必要がある。こうした検討をせずに「一」の側やその保護者の問題と即断することは、問題を拡大させる危険がある。

④集団内での同調圧力と責任の自覚

「いじめ」に係る児童生徒の中には、意図的に攻撃した生徒だけでなく、集団内の雰囲気や人間関係を崩すことへの不安から違和感を抱きつつも行動を起こせず、結果として攻撃的な生徒に同調してしまう者も含まれる。児童生徒においては、集団内での評価や孤立への不安が強く、「何も言わない」や「距離を取る」ことが自己防衛として選択されやすいが、その沈黙や不作為は対象児童生徒に孤立感や心理的負担を与える要因となり得る。

そのため、児童生徒には「自身が直接加害をしていなくても、止めなかったこと、見過ごしたことで被害の拡大につながる場合がある」と理解させ、自分の行動に責任があることを自覚させる機会を学校が設けることが求められる。また、対立するだけでなく、大人に相談する、対象児童生徒に声をかけるなどの現実的な選択肢を知識として学ばせることが重要である。

これにより、児童生徒が同調圧力を自覚し、違和感を放置せず、自らの判断と責任に基づいて行動する主体性を獲得していくことが重要である。

⑤法・方針に則った対応

いじめ防止対策推進法は、いじめを定義に沿って認め、情報を共有して組織的に対応することを求めている。法に則った対応が信頼関係を築く第一歩であり、不信感を防ぐためにも重要である。教職員は法や各種方針を理解し、学校のいじめ防止基本方針に基づいて早期発見・早期対応を徹底し、いじめの重大化を防ぐ必要がある。学級担任や部活動顧問などの縦割り対応を回避し、柔軟な組織運営を行い、多面的・総合的な生徒理解を基盤とした指導體制の構築が求められる。

これらの取り組みは、いじめ防止だけでなく、すべての教育活動において組織的対応を行い、児童生徒や保護者に説明し理解を得ることで信頼関係を深め、充実した学校生活につなげるものである。いじめ防止対策推進法の施行から13年が経過する今、教職員間で共通理解を図り、児童生徒が安全・安心を感じ、笑顔で学校生活を送れる環境を目指すことが重要である。